



山陰海岸ジオパーク

ゆったり・たのしく いわみ de
子育てハンドブック

すまいる



岩美町

いわみで子育てライフを満喫しよう

岩美町で子育てをする方のためのハンドブックです。

豊かな自然と温かい人々に囲まれた岩美町で、
ゆったり、楽しく、充実した子育てライフを過ごしていただくため、
子育てに関する情報をぎゅっと詰め込みました。
いつもお手元においていただき、参考にしてください。

要チェック

岩美町オリジナルの取り組みには **いわみ** が付いています。

知って得する岩美町の子育て応援!!

- 第3子以降の出産で、お祝い金がもらえる!
- 乳児のおむつ購入費の助成がうけられる!
- 子どもの予防接種助成が充実!

などなど皆さまの子育てとお子さまの健やかな成長を
応援しています。

目次



P 4 ① 岩美子育てカレンダー

P 6 ② 妊娠したら

- 届出 ●健康管理 ●教室 ●助成 ●働く女性・男性のための支援
- 情報提供 ●ふち情報

P10 ③ 赤ちゃんが生まれたら

- 届出・手当 ●子育て支援 ●医療費などの助成 ●健康管理 ●予防接種
- 講座・子育て交流 ●住まいの助成 ●養育の支援

P17 ④ 一時的なお預かりと保育所等

- 一時的なお預かり ●保育所・認定こども園・幼稚園

P20 ⑤ 小学・中学・高校生になったら

- 小学生になったら ●中学生になったら ●高校生になったら

P22 ⑥ ひとり親家庭への支援

- 生活支援・助成・手当

P24 ⑦ 障がいのある子どもへの支援

- 各種障害者手帳 ●手当・助成 ●日常生活用具・補装具 ●預ける・通う
- 教育 ●税金に関すること

P27 ⑧ 相談したいときは

- 妊娠や出産に関する相談 ●子育てに関する相談 ●小児救急に関する相談
- 子どもに関する相談 ●家庭での子どもの養育・暴力・虐待に関する相談
- 学校生活や子育てに関する相談 ●家族や夫婦に関する相談
- DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談
- 福祉全般に関すること ●発達や障がいに関する相談
- ひとり親家庭に関する相談 ●就労に関する相談

P30 ⑨ もしものときは

- とっとり子ども救急ダイヤル ●小児救急ハンドブック ●休日・夜間の診療
- 異物を飲み込んだ ●中毒110番 ●トラブル対処方法 ●町内医療機関

P32 ⑩ おでかけ・仲間づくり情報

P34 ⑪ 子育て関係機関一覧

1 岩美子育てカレンダー

* 妊娠期から始まる切れ目ない岩美町の子育て支援 *

	妊娠中	赤ちゃんの誕生	生後 1か月ごろまで	生後 3~4か月	生後 6か月ごろ	生後 7~10か月ごろ	1歳ごろ	1歳6か月ごろ	2歳ごろ	3歳ごろ	5歳~6歳	小学校	中学校	18歳 まで
こどもの発達	赤ちゃんを迎える準備期間です	赤ちゃんとの生活がスタートします	体つきがふつくらしてきます	首がすわってきます	寝返りができるようになります	はいはいやお座りができるようになります	つかまり立ちしたり言葉が出てきたりします	ひとり歩きができるようになります	自我が芽生えてきます	身の回りのことが少しずつできるようになります	幼児期は卒業し、友達との関係はより深くなります	小学校	中学校	18歳まで
届出・手当	妊娠届・母子(父子)健康手帳 P6	出生届 P10 出産一時金など P10 児童手当(中学校卒業まで) P10	特別医療助成(18歳の年度末まで) P12~13											
健診・健康	妊婦健診(費用助成あり) P6 妊婦歯科健診 P6	産後・1か月児健診(費用助成あり) P11 新生児聴覚検査 P11	3~4か月児健診	6~7か月児健診	9~10か月児健診	1歳6か月児健診	フッ素塗布(6ヵ月ごとに4回) P14	3歳児健診	5歳児健診 就学時健診 P12~	6歳児科健診 P14	フッ化物洗口(町立保育所で実施)・虫歯予防や歯むき方向上教室(町立保育所・小学校で実施) P19			
予防接種	<p>予防接種は、計画的に受けよう!!</p> <p>肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン 生後2か月~5歳未満(標準接種開始年齢 生後 2ヵ月~6ヵ月)各初回3回、肺炎球菌:1歳すぎから1回、ヒブ:3回目接種日から7~13ヵ月後に1回 P15</p> <p>BCG(集団接種) 満1歳までに1回 P15</p> <p>B型肝炎ワクチン 満1才までに3回 P15</p> <p>四種混合ワクチン (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)生後3か月 ~7歳半未満(標準接種期間生後3か月~12か月) 初回3回、1年後に1回 P15</p> <p>麻疹・風しん(第1期)1歳 P15</p> <p>みずぼうそう 1~2歳2回 P15</p> <p>麻疹・風しん(第2期) P15</p> <p>日本脳炎(第1期) 3~4歳で2回、4~5歳で1回接種 P15</p> <p>日本脳炎(第2期) 9~10歳で1回接種 P15</p> <p>二種混合(DT) 11~12歳で追加接種</p> <p>おたふくかぜ・ロタウイルス・インフルエンザ等の任意接種の予防接種費用の助成もあるよ!</p>													
相談・教室	ママ・パパクラス P6	子育てひろば(子育て支援センター) P16 ほっとスペース(大岩こども館)こあらサークル(本庄中央児童館) P16	図書館おはなし会 P16	離乳食講習会 P16	子どもクッキング教室 P33									
訪問・支援・一時的な預かり	チャイルドシート・ジュニアシート購入助成 P11 チャイルドシート・ジュニアシート貸出 P11 第3子以降出産祝金 P12 おむつ購入費助成 P11 とっとり子育て応援バスポート(18歳まで) P12 ハートフル駐車場 P9	こんにちは赤ちゃん訪問 P11 養育支援訪問事業 P13 子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成(子ども:高校卒業まで) P17	ブックスタート P12 一時預かり6か月~(保育所等) ファミリーサポート・システム P17 病児・病後児保育 P18 ショートステイ/ワイルドステイ P18	ブックセカンド P12	ブックサード P12	放課後児童クラブ P20 要保護・準要保護児童・生徒援助費 P20 スクールソーシャルワーカーによる相談支援 赤ちゃんふれあい会・思春期保健授業 中学校・高等学校生徒進路学費等の助成 P21 スクラム教育(保育所・小学校・中学校が連携し、子どもの育ちと学びをなめらかに接続) P19 P21								
保育所・認定こども園等	<p>保育園開放毎月第3月曜日(保育所の見学・体験)</p> <p>保育所・認定こども園(延長保育)</p> <p>保育料軽減 ※第2子軽減、第3子以降無料 P19</p> <p>幼稚園(詳細は希望する施設へ)</p>													
おでかけ	<p>公園もあるよ! P32~33のマップを見てね!</p> <p>子育て支援センター</p> <p>山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館</p> <p>児童館(大岩こども館・本庄中央児童館)</p> <p>いこいの里キャンプ場</p>													

お問い合わせ 岩美町役場
平日 8:30 ~ 17:15
TEL:0857-73-1411(代表)
町ホームページ: <http://iwami.gr.jp/>

住民生活課 TEL:0857-73-1415
健康長寿課 TEL:0857-73-1322
福祉課 TEL:0857-73-1333

子育て支援センター TEL:0857-72-2922
教育委員会事務局 TEL:0857-73-1301
各小中学校 電話番号→P34参照

中央公民館 TEL:0857-72-0510
総務課 TEL:0857-73-1411



2 妊娠したら

届出

●妊娠届出・母子健康手帳（子育て応援手帳・マタニティマーク）の交付

内容 妊娠の届け出をされた方に住民生活課で随時お渡しします。

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

健康管理

●妊婦健康診査費の助成

内容 妊娠中は普段より一層健康に気を付けなければなりません。母体とお腹の赤ちゃんのために定期的に健診を受けましょう。岩美町在住の妊婦さんへ妊婦健診の費用（14回分）を助成します。

利用・手続 申請後、町が発行する助成券を協力医療機関に提出してください。協力医療機関以外で受診される場合は、償還払いになりますのでご相談ください。

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

●妊産婦訪問指導

内容 町の保健師・産婦人科医師が妊産婦の体調管理や育児相談などのため、家庭訪問します。希望される方はお申し出ください。（無料）

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

●妊婦歯科健康診査の助成 いわみ

内容 妊娠中に歯の状態を確認し、必要があれば治療をしましょう。妊娠中の歯科健診の費用を助成します。

利用・手続 町が発行する助成券を鳥取県東部歯科医師会所属の歯科医院に提出してください。

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

教室

●ママ☆パピラス いわみ

内容 妊娠・出産・育児などについての講座や、おしゃべりをしながら相談できる場を提供しています。妊産婦さんやパートナー、ご家族の参加をお待ちしています。

利用・手続 年4回（実施日は町ホームページ、町広報等でお知らせします）費用：無料 要予約

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415
又は子育て支援センター TEL0857-72-2922

助成

●大人の風しん予防接種費用助成

内容 妊娠初期の女性が風しんに感染すると生まれてくる赤ちゃんに先天性風しん症候群が現れる可能性があります。妊娠を希望する女性や、妊婦の夫が予防接種を受ける際の費用を助成します。

助成回数：1人につき1回

助成額：協力医療機関で接種した場合：全額

協力医療機関以外で接種を希望する場合：
接種費用と12,000円を比較し低い方の額

対象 ①妊娠を希望する19歳～50歳未満の女性で、風しん抗体価の低い方
②妊婦の夫（母子手帳で夫であることの確認の取れる方）

利用・手続 協力医療機関については、町ホームページをご覧ください。健康長寿課へお問い合わせください。
協力医療機関で接種する場合：接種前に窓口で手続き
協力医療機関以外で接種する場合：接種後に窓口で手続き

申請・問合せ先 健康長寿課 TEL0857-73-1322

●助産施設入所による出産費の助成

内容 経済的理由により、入院助産を受けることができない妊婦に対し、助産施設での出産に必要な費用の一部を助成します。

申請・問合せ先 福祉事務所 TEL0857-73-1339

●不妊治療費の助成 いわみ

内容 特定不妊治療と人工授精に係る費用の助成を行っています。鳥取県と岩美町の2つの助成があります。

対象 【鳥取県】

○特定不妊治療費

治療にかかった費用の一部を助成。内容、回数により助成額が異なります。詳しくは問合せ先でご確認ください。

○人工授精

治療にかかった費用の1/2を1年度あたり10万円まで、通算2年まで。

○不妊検査費

保険適用外となる検査費の1/2を助成。（最大1万3千円）

【岩美町】

○特定不妊治療費

治療にかかった費用から県助成金の交付決定額を差し引いた額を、最大20万円助成します。回数や年齢、治療内容により条件等がありますので、問合せ先でご確認ください。

○人工授精

治療にかかった費用の2割を通算2年度助成します。
助成限度額：1年度につき4万円

利用・手続 岩美町の助成金の申請方法…以下の必要なものをご持参のうえ住民生活課でお手続きください。

- ①鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書（原本）
- ②医療機関が発行した治療にかかる領収書（原本）
- ③印鑑 ④助成金を振り込む金融機関の口座が分かるもの

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

働く女性・男性のための支援

●産前・産後の健康管理

内容 ○母性健康管理措置

妊娠中から産後1カ月までの女性は、医師等から指示があったときは、健康診査に必要な時間の確保を申し出ることができます。また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

○母性健康管理指導事項連絡カード

医師等から受けた指導事項の内容を勤務先に伝えるカードです。医師等に必要事項を母健連絡カードに記入してもらい、事業主に提出します。

●産前・産後の休業

- 産前休暇
出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から請求すれば取得できます。
- 産後休暇
出産翌日から8週間は就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。

●妊娠中や子育てしながら働くために

- 育児時間
生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。
- 時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限
妊婦は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。変形労働時間制がとられる場合にも1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。
- 軽易業務転換
妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。
- 危険有害業務の就業制限
一定以上の重量物の取扱業務、生殖毒性等を有する有害物質が一定濃度以上に発散する場所等における業務については、妊娠の有無、年齢等によらずすべての女性を就業させることは禁止されています。
- 解雇制限
産前・産後休業の期間及びその後の30日間の解雇は禁止されています。
- 短時間勤務制度
事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度（1日原則として6時間）を設けなければならぬことになっています。
- 所定外労働の制限
事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者から請求があった場合は、所定外労働をさせてはならないことになっています。
- 子の看護休暇
小学校入学前の子を養育する労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診査のために休暇を取得することができます。
- 時間外労働、深夜業の制限
小学校入学前の子を養育する一定の労働者から請求があった場合は、1カ月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。

●育児休業

- 育児休業制度
1歳に満たない子を養育する労働者は男女問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。
- パパ・ママ育休プラス
父母ともに育児休業を取得する場合は休業可能期間が延長され、子が1歳2カ月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。（ただし、出産した母の場合は誕生日、産後休業期間と育児休業期間をあわせて1年間）
- 1歳6カ月までの育児休業の延長
子が1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6カ月に達するまでの間、育児休業を取得することができます。

●社会保険料免除・育児休業給付金

- 産前・産後・育児休業中の社会保険料の免除
産前・産後休業中や育児休業中の社会保険料が免除されます。→詳しくは職場の担当者を通じて、年金事務所へ申請します。
 - 育児休業給付金
雇用保険に12カ月以上加入している方が1歳（場合によっては1歳2カ月または1歳6カ月）に満たない子を養育するために、育児休業を取得して賃金が一定水準を下回った場合に支給されます。→詳しくは職場の担当者を通じて公共職業安定所に申請します。
- 申請・問合せ先 鳥取年金事務所 TEL0857-27-8311
鳥取公共職業安定所 TEL0857-23-2021

情報提供

●母性健康管理や育児休業制度について

- 内容 母性健康管理や育児休業制度などについて詳しく知りたい方は、厚生労働省ホームページ「女性労働者の母性健康管理のために」(<http://www.mhlw.go.jp/koyoukintou/seisaku05/index.html>) にアクセスください。

●女性にやさしい職場づくりナビ

- 内容 働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために、さまざまな法律や制度を紹介しています。
- 対象 PCサイト <http://www.bosei-navi.go.jp/>
モバイル専用サイト <http://www.bosei-navi.go.jp/mobile>



ぷち情報

●ハートフル駐車場利用証制度

- 内容 歩行が困難な方などに「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。
 - 対象 ①身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方。発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意が必要な方。
②要介護、要支援認定を受けた高齢者又は難病患者等で歩行が困難な方。
③一時的に歩行が困難な方
(けがをされている方、妊産婦(妊娠7カ月～産後1年半まで)等)
 - 利用・手続 申請方法
①確認書類(障がい者手帳、診断書、母子手帳など)を持って、窓口までおいでください。
- 申請・問合せ先 福祉課 TEL0857-73-1333

妊娠のことで困ったらP27へ



こじろー

3 赤ちゃんが生まれたら



みみ

届出・手当

● 出生届

- 内容** 赤ちゃんが生まれた日を含めて、14日以内に名前を決めて届け出ましょう。
- 利用・手続** ○必要なもの 出生届（出生証明書）、母子健康手帳、届出人の印鑑、国民健康保険被保険者証（加入者のみ）
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel.0857-73-1415

● 低体重児出生届

- 内容** 出生時の赤ちゃんの体重が2,500g未満の場合は低体重児出生届出が必要です。保健師が子育ての相談に応じます。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel.0857-73-1415

● 出産育児一時金

- 内容** 被保険者が出産（妊娠85日以降の死産、流産を含む）した場合に子ども1人につき42万円を支給します。なお、岩美町国民健康保険の方で、医療機関に直接支払われる直接支払制度を利用せず、出産育児一時金を受け取る場合は、住民生活課へ申請が必要です。岩美町国民健康保険以外の社会保険などへ加入している場合は、各保険者へお問い合わせください。
- 利用・手続** ○岩美町国民健康保険加入者の手続き
以下の必要なものをご持参のうえ、住民生活課でお手続きください。
・母子健康手帳 ・印鑑 ・国民健康保険証 ・世帯主の口座情報
・直接支払制度に係る代理契約に関する文書 ・出産費用の領収・明細書
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel.0857-73-1415

● 出産手当

- 内容** 法で定められた産前42日（多胎98日）産後56日の間、会社を休み給料が出ない場合等、その間生活を支えるために加入している健康保険から支給されるのが出産手当金です。
- 対象** 勤務先の健康保険に加入していて産休中も健康保険料を支払っている方。（国民健康保険に加入している場合は対象になりません）
- 申請・問合せ先** 全国健康保険協会 鳥取支部 Tel.0857-25-0052

● 児童手当

- 内容** 中学校修了前（15歳到達後の年度末）までの子どもを養育している方に手当が支給されます。出生の翌日から15日以内に住民生活課（公務員は職場へ）申請してください。所得制限があります。
支給月額 ・ 3歳未満…15,000円
・ 3歳以上～小学校修了前（第1・2子）…10,000円
・ 3歳以上～小学校修了前（第3子以降）…15,000円
・ 中学生…10,000円（所得制限額を上回る場合は一律5,000円）
- 利用・手続** 申請方法 以下の必要なものをご持参のうえ、住民生活課に申請してください。
・ 印鑑 ・ 申請者の健康保険証 ・ 児童手当振込用の口座の分かるもの
・ 場合によってはその他必要書類 ※公務員の場合は職場へ申請してください。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel.0857-73-1415

子育て支援

● こんにちは赤ちゃん訪問事業

- 内容** 生まれてから約1～2ヵ月頃に赤ちゃんとお母さんの様子を保健師・助産師が自宅に訪問して、健康状態の確認や相談に応じます。
- 対象** ・産婦 ・新生児及び乳児
- 利用・手続** 出産後1ヵ月前後に1回。その他必要に応じて。
実施場所：自宅（具体的な訪問日は産後、お母さんと相談しながら決めます）
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel.0857-73-1415



● 乳児用おむつ購入費助成事業 いわみ

- 内容** 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、乳児を養育する保護者に対して、おむつ（布おむつ、おむつカバーを含む）の購入費を助成します。
助成額：乳児1人につき30,000円（限度額）
- 対象** 町内に住所を有し、1歳未満の乳児を養育している保護者。（ただし、世帯員全員が町税等の滞納がない方）
- 利用・手続** ①おむつ購入費の領収書等 ②申請書 ③印鑑 ④振込先の口座が分かるものを持って、窓口までおいでください。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel.0857-73-1415

● 新生児聴覚検査費助成事業 いわみ

- 内容** 産後入院中に行われる赤ちゃんの聴覚検査費に対して助成を行います。
- 対象** 新生児
- 利用・手続** 町が発行する助成券を産院に提出してください。県外で受診される場合は、後日支給しますので、領収書等をお持ちの上ご相談ください。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel.0857-73-1415

● チャイルドシート・ジュニアシート購入費助成 いわみ

- 内容** チャイルドシート・ジュニアシートの普及促進、乳幼児の交通事故被害防止を目的に、シートを購入した方に購入費の一部助成をします。
助成額：購入金額の1/2、10,000円（限度額）
6歳未満の乳幼児のチャイルドシート等の着用が義務づけられています。
- 対象** 町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児がいる保護者。
乳幼児1人に対して、チャイルドシート・ジュニアシート各1台。
- 利用・手続** 申請方法：①シート購入費の領収書又はレシート ②印鑑を持って、窓口までおいでください。
- 申請・問合せ先** 総務課 Tel.0857-73-1411

● チャイルドシート・ジュニアシート貸出 いわみ

- 内容** 乳幼児の交通事故被害防止を目的に、寄贈していただいたチャイルドシート・ジュニアシートの貸し出しをします。
- 対象** 町内に住所を有する保護者（里帰り等での祖父母利用も可）。
- 利用・手続** 費用：無料 申請方法：印鑑を持って行き、窓口で申請してください。
*台数に限りがありますので、貸出出来ない場合があります。
- 申請・問合せ先** 子育て支援センター Tel.0857-72-2922



いわみん

● 在宅育児世帯支援給付金 いわみ

- 内容** 1歳になるまでの赤ちゃんをお家で育児をする保護者に対して、月3万円を支給します。（生まれた翌々月から1歳の誕生日の前月までが支給対象）
- 利用・手続** 申請方法：以下の必要なものをご持参のうえ住民生活課に申請してください
・ 印鑑 ・ 申請者、配偶者の健康保険証 ・ 振込口座のわかるもの
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel.0857-73-1415
- 対象** 保育所等を利用せず、保護者が育児休業給付金等を受給していない方。（ただし、世帯員全員が町税等の滞納がない方）

●産後ケア事業

- 内容** 1. 施設で日中、乳児を預ります。
2. 助産施設に母子で宿泊し、心身の休息と助産師による育児指導を行います。
- 対象** 町内に住所を有する概ね生後6か月までの乳児及びその母親で、乳児が感染症等にかかっていないこと。家族等から家事・育児等の十分な支援を受けられず、かつ母親に支援が必要であると認められること。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415

●多子出産祝金

- 内容** 第3子以降のお子さまの誕生について、町からお祝い金を送ります。町内に住所を有し、第3子以上を出産した保護者。
(ただし、世帯員全員が町税等の滞納がない方)
祝い金額：【多世代同居の場合】10万円 【2世代同居の場合】3万円
- 対象** 町内に住所を有し、第3子以上を出産した保護者。(ただし、世帯員全員が町税等の滞納がない方)
- 利用・手続** 申請期限：出生届を提出後、1ヵ月以内。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415

●産後・1ヵ月児健康診査費助成

- 内容** 産後1ヵ月頃に分娩医療機関で、お母さんとお子さまが受ける産後健診・1ヵ月健診に係る費用を助成します。助成額：5,000円(限度額)
ただし、双子などについては、2人目以降、お子さま1人につき、3,000円を上乗せして支給。
- 対象** 産後健診及び1ヵ月児健康診査受診者
- 利用・手続** 申請方法：①領収書 ②母子手帳 ③印鑑
④振込先の口座が分かるものを持って、窓口までおいでください。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415

●ブックスタート・セカンド・サード事業

- 内容** 絵本の読み聞かせは、子どもの言葉や心を豊かに成長させてくれるとともに、親子のきずなをより一層深めることができるとも貴重な時間です。そんな時間を少しでも多く持っていただくため、お子さまが生まれてから就学されるまでの間に3回、メッセージとともに絵本をお渡ししています。
○ブックスタート 6～7ヵ月児健診時に絵本2冊と手作り絵本袋をお渡しします。
○ブックセカンド 1歳6ヵ月児健診時に絵本1冊をお渡しします。
○ブックサード 5歳児健診時に絵本1冊をお渡しします。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415



●とっとり子育て応援パスポート

- 内容** 子育て家庭がパスポート(カード)を提示すると、協賛店舗からお店独自の子育て応援サービスを受けることが出来ます。全国の子育て応援パスポートの相互利用が可能です。
- 対象** 県内在住の妊娠中の方または満18歳未満の子どもを養育している保護者。
有効期限：最年少のお子さまが18歳になるまで。(18歳になった日の属する年度末まで利用可能)
- 利用・手続** 窓口で申請用紙をご記入ください。その場で発行します。また、県ホームページで登録した場合、後日自宅へカードが届きます。(3週間程度かかります。)
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415
または、鳥取県ホームページ
パソコンから⇒http://www.toripearouen.jp/shinsei_3_menu.html
携帯電話から⇒<http://www.toripearouen.jp/m>

●養育支援訪問

- 内容** 妊娠・子育てに心配事や困難なことがあるご家庭へ、相談のうえ支援員が家事や育児等の支援を無料で行います。家事や育児でお困りの方はご相談ください。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415

医療費などの助成

●小児医療費助成

- 内容** 0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さまの医療費を助成しています。
※ただし、以下の負担上限額までは病院でお支払い頂く必要があります。
【自己負担額】
通院・訪問看護：530円/日(1医療機関当たり月4日分まで 負担上限額 月2,120円)
入院：1,200円/日(ただし、低所得者世帯は負担上限 月15日分まで)
- 利用・手続** 対象のお子さまの健康保険証とご印鑑をご持参のうえ窓口で手続きをしてください。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415

●未熟児養育医療

- 内容** 入院を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な医療費を助成します。指定医療機関での治療に限られます。また、所得に応じた自己負担金があります。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415

●小児慢性特定疾病医療費助成

- 内容** 原則18歳未満(継続は20歳未満まで)の方で、特定の病気が長く続いている場合に、医療費を助成します。申請者等の所得状況に応じて自己負担金が生じます。
- 申請・問合せ先** 東部福祉保健事務所 Tel0857-22-5695

●小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

- 内容** 原則18歳未満で小児慢性特定疾病医療受診券を県から交付され、日常生活に支障のある方へ用具を給付します。所得に応じて自己負担金が生じます。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415

健康管理

☆集団健診(実施)となっているものは、赤ちゃんカレンダー(各健診等の実施日時の計画)を作成しお配りするとともに、対象者の方には個別にご案内いたします。
赤ちゃんカレンダーは、町ホームページでご覧いただけます。

●3,4ヵ月児健康診査

- 内容** 個別健診 3～4ヵ月の間に受診券と母子手帳を持って、医療機関で受診しましょう。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415

●6,7ヵ月児健康診査

- 内容** 集団健診(BCG予防接種・ブックスタート同時実施)
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415



●9,10ヵ月児健康診査

- 内容** 個別健診 9～10ヵ月の間に受診券と母子手帳を持って、医療機関で受診しましょう。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415

●1歳6ヵ月児健康診査

- 内容** 集団健診(歯科健診&フッ素塗布・ブックセカンド同時実施)
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415

●3歳児健康診査

- 内容** 集団健診(歯科健診)
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415



●5歳児健康診査

- 内容** 集団健診(ブックサード同時実施)保育所毎に実施します。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 Tel0857-73-1415

● 6歳児歯科健診・フッ素塗布

- 内容** ○6歳児歯科健診（集団健診） 6歳臼歯という大事な歯が生えてくる時期に行う健診です。忘れずに受診しましょう。
○フッ素塗布（集団実施） 1歳6ヵ月児健診から6ヵ月ごとに3回。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

予防接種

● 定期接種

- 内容** 予防接種法で定められている予防接種です。計画的に適切な時期に接種しましょう。町で行う予防接種は、BCG以外はすべて医療機関で実施しています。医療機関で受けていただく予防接種の接種券は、随時対象となる方へお配りします。（右表参照）

申請・問合せ先 健康長寿課 Tel0857-73-1322

● 任意接種

- 内容** 希望者が任意で受ける予防接種です。町ではおたふくかぜやロタウイルス、季節性インフルエンザの予防接種にかかる費用の助成をしています。

【B型肝炎ワクチン】助成額：3回接種：4,000円/回（最高3回まで）

【おたふくかぜ】助成額：3,000円（1人につき1回まで）

【ロタウイルス】助成額：2回接種：4,500円/回（最高2回まで）
3回接種：3,000円/回（最高3回まで）

【季節性インフルエンザ】助成額：次の自己負担額を超えた額 500円/回（満12歳までは2回接種）

- 対象** 【B型肝炎ワクチン】下記にあてはまる方。

- ①予防接種を受けた日に町内に住所がある。 ②平成25年4月2日～平成28年3月31日生まれ。
③平成29年4月1日～平成30年3月31日に予防接種を受けた方。

【おたふくかぜ】下記にあてはまる方。

- ①予防接種を受けた日に町内に住所がある。 ②満1歳以上小学生以下の子ども。
③今までにおたふくかぜにかかったことがない。

【ロタウイルス】下記にあてはまる方。

- ①予防接種を受けた日に町内に住所がある。 ②予防接種を以下の期間内に受けた方。
期間 2回接種 生後6週～24週 3回接種 生後6週～32週

【季節性インフルエンザ】下記にあてはまる方。

- ①予防接種を受けた日に町内に住所がある。 ②満1歳～中学生までの子ども。

- 利用・手続** 申請方法 ○協力医療機関で接種

接種前に助成券を発行しますので、窓口までおいでください。

- 協力医療機関以外で接種

接種後に領収書・印鑑・母子手帳を持って窓口までおいでください。
協力医療機関は町ホームページでご確認ください。

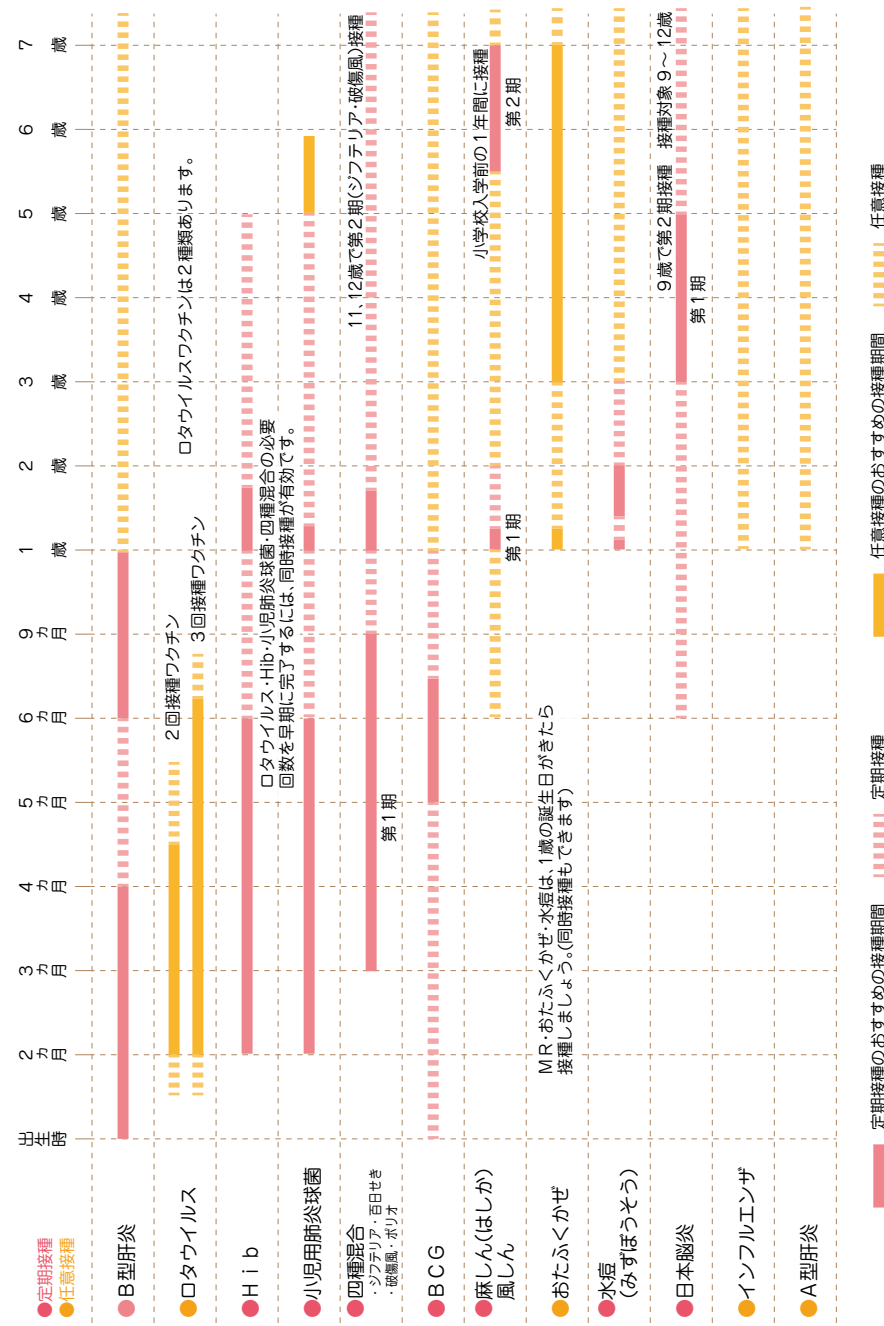
申請・問合せ先 健康長寿課 Tel0857-73-1322

講座・子育て交流

● 離乳食講習会

- 内容** 離乳食を一緒に作り、試食します。初めて離乳食を作る方でお困りの方など、ぜひご参加ください。開催日時は、町ホームページ「赤ちゃんカレンダー」、町広報、又は防災無線でご確認ください。

0～7歳までの予防接種スケジュール ワクチンデビューは生後2ヵ月のお誕生日



対象 要予約 4～18ヵ月頃のお子さまの保護者
お子さま連れでも参加可能（託児あり）

利用・手続 持ち物 材料代30円、エプロン、おんぶ（抱っこ）紐、母子手帳

申請・問合せ先 健康長寿課 Tel0857-73-1322 住民生活課 Tel0857-73-1415

●子育てひろば

内容 子育て支援センターでは、乳幼児やその保護者の方たちが集まって、自由に遊び交流できる「子育てひろば」を設けています。子育てに役立つことがきっと見つかると思います。

日時：毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後4時（祝日・年末年始は休み）

「すくすくひろば」 火・木曜 午前10時～12時

※講座等の開催日時は、町広報や防災無線、機関誌等でお知らせします。

申請・問合せ先 岩美町子育て支援センター Tel0857-72-2922

●こあらサークル・ほっとスペース

内容 各児童館で乳幼児とその保護者の遊びや交流の場の提供、子育て相談等を行っています。

○こあらサークル 場所：本庄中央児童館（岩美町文化センター内）

時間：午前10時～11時30分

随時、おやつ作りやイベントもしています。

※開催日等の詳細は機関誌やちらしでお知らせします。

○ほっとスペース 場所：大岩こども館（大岩交流センター内）

日時：毎週水曜日 午前10時～12時

定期的に計測と栄養士によるおやつ作り（年3回）もしています。

※詳細は機関誌等でお知らせします。

申請・問合せ先 本庄中央児童館 Tel0857-72-2995

大岩こども館 Tel0857-72-0096

住まいの助成

●子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成事業

内容 子育て世帯や多世代同居世帯が住宅を新築（中古住宅購入を含む）、リフォームする場合に費用の一部を助成します。（一般世帯より優遇されています）事前の申請手続きが必要です。

○助成額 ・新築の場合 50万円 ・中古の場合 30万円（上限）

・リフォームの場合 経費の15%（15万円上限）

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

養育の支援

●児童福祉施設と里親

内容 家庭での養育が困難となった子どもを施設や個人で預かり、育てる制度です。保護者が病気や事故、離婚などの家庭の事情により子どもと一緒に生活することが困難となった場合は、福祉相談センターへご相談ください。

申請・問合せ先 福祉相談センター Tel0857-23-6080

出産や子育てに関する相談はP27へ

4 一時的なお預かりと保育所等



いわみん

一時的なお預かり

●一時保育（浦富保育所）

内容 保護者の就労、病気、冠婚葬祭等で、一時的にお子さまを家庭で保育できない時に、1週間に3日を限度として浦富保育所の利用が可能です。

対象 町内に居住し、保育所入所の対象とならない就学前児童

利用・手続 ○3歳未満児…2,000円/日 ○3歳以上児…1,800円/日

申請・問合せ先 浦富保育所 Tel0857-72-2813 又は 住民生活課 Tel0857-73-1415

●ファミリー・サポート・システム

内容 保護者の冠婚葬祭や急な用事等で、お子さまを家庭で保育できない時に、支援者があなたの子育てをお手伝いします。

☆こんな利用ができます

・保護者不在の間、保護者に代わって支援場所で保育

・研修会や病院等に出かけたいとき支援場所で保育

・保育所、放課後児童クラブ等への送迎

○利用時間：7時～20時

○支援場所：支援者の自宅又は依頼者の自宅、公共施設

対象 0歳～小学校3年生まで

利用・手続 児童1人1時間あたり…650円 ※支援者が要した交通費等の実費もご負担いただきます。

申請・問合せ先 子育て支援センター Tel0857-72-2922

※支援希望日の前日までにお申し込みください



●ショートステイ・トワイライトステイ

内容 保護者の病気、仕事などの都合によりお子さまを一時的に家庭で保育できない時に施設でお子さまをお預かりします。

○ショートステイ 宿泊を含めてお預かりします。

○トワイライトステイ 夜間（17時～22時）や休日（8時～22時）にお預かりします。

☆こんな時に利用できます

・保護者の仕事、病気、看護、冠婚葬祭や育児疲れなどで一時的にお子さまを養育できないとき。

・経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要なとき。

☆支援場所 鳥取こども学園（鳥取市立川町）

対象 18歳未満の児童

利用・手続 所得に応じてご負担いただきます。詳細はお尋ねください。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415



●病児・病後児保育

- 内容** お子さまが病気、または病気の回復期にあって、集団保育が困難であり、保護者が家庭で保育できないときに保護者に代わって保育や看護を行います。
 ☆実施場所 岩美病院（専用スペース）
 ☆利用時間 平日8時30分～17時30分（ただし前日までに申込された場合、8時～18時）
 ☆定員 2名
 ※事前に岩美病院小児科を受診し、小児科医の判断により利用が許可されます。

- 対象** 乳幼児から概ね小学校3年生まで
 持ち物：着替え、薬、ナイロン袋、歯ブラシ、
 （乳児の場合は哺乳瓶、ミルク、紙おむつ、食食用エプロン）

- 利用・手続** 住民税課税世帯：2,000円/日 住民税非課税世帯：1,000円/日（食事代含む）
 ※その他、鳥取市内の施設をご利用いただけます。詳細はお問い合わせ下さい。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

保育所・認定こども園・幼稚園

●町立保育所について

保育所の紹介

町内には保育所が3か所あります。各保育所では、お子さま一人ひとりを大切に、心身ともに健やかに成長できる保育を行っています。

《町立保育所一覧》

町内保育所	住所	電話番号	開所時間	乳児保育	障がい児
浦富保育所	浦富2171	72-2813	7:00～19:00	6ヵ月～	○
大岩保育所	大谷2410	72-2589	7:00～19:00	6ヵ月～	○
みなみ保育所	新井55	73-0890	7:00～19:00	6ヵ月～	○

●保育所の利用

- 内容** 保育所は、保護者が働いていたり、病気であるなど、児童を家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育をするところです。そのため、入所の条件が定められています。
 申込方法：支給認定申請書・入所申込書を記入し、必要書類を添付のうえ利用を希望する施設へご提出ください。
 受付期間：次年度の入所申込みを前年度の11月頃に受け付けます。（途中入所含む）

保育所の一日 季節や保育所によって多少の違いはありますが、おおむね次のような一日を過ごします。

時間	クラス年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
7:00		登所・健康観察・あそび					
8:00		登所・健康観察・あそび					
9:00		検温	片付け・出席調べ		好きな遊び		
9:30		おやつ	おやつ		片付け・朝の集い		
10:00		赤ちゃん体操・睡眠	あそび		体操・午前の活動		
11:00		検温・給食	給食		給食		
11:10		（離乳食・授乳）	給食		給食		
11:30		睡眠・遊び	給食		給食		
12:30		睡眠・遊び	給食		給食		
13:00		おやつ	午睡		午睡	午後の活動	
		あそび	午睡			※季節により午睡	
15:00		健康観察・検温	おやつ		おやつ		
		健康観察・検温	絵本・紙芝居等・健康観察		健康観察・帰りの集い		
16:00		順次降所					
18:00		延長保育					
19:00		延長保育					

- 対象** 保護者が保育の必要事由に該当し、町内に居住している児童
 ※3歳以上のお子さまは、保育の必要事由がない場合も、保育所を利用することができます。（ただし、定員に余裕がある場合）
- 利用・手続** 保育料：各世帯の市町村民税所得割額とお子さまの年齢等により階層区分に分けて決定します。
 ※岩美町に居住する方が町外の認定こども園や幼稚園（特定教育・保育施設に限る）を利用される場合も岩美町の保育料が適用されます。

●保育所開放

- 内容** 保育所を利用されていないお子さまを対象に、保育所の体験や見学できる日を設けています。希望される方はご自由に各保育所へお越しください。
 開放日時：毎月第3月曜日 午前9時30分～11時
申請・問合せ先 浦富保育所 Tel0857-72-2813 大岩保育所 Tel0857-72-2589
 みなみ保育所 Tel0857-73-0890

●保育料（利用料）の軽減

- 内容** 岩美町では、子育て世帯の経済的負担軽減策として保育料を軽減しています。
 第2子軽減…世帯で第2子のお子さまの保育料は 1/2の額。
 低所得世帯は無料。
 第3子以降無料…世帯で第3子以降のお子さまの保育料は無料。

●延長保育

- 内容** 保護者の就労等、やむを得ない事情のため保育時間の延長が必要な方は、18時～19時までの保育利用が可能です。事前に利用する保育所へお申込みください。
 実施場所…各町立保育所 提供時間…18時～19時
利用・手続 利用料 2,000円/月（市町村民税非課税世帯は600円/月）
申請・問合せ先 各町立保育所

●スクラム教育

- 内容** 保育所・小学校・中学校・高等学校が計画的に連携や交流活動を行うことで、子どもの発達段階に合わせた育ちと学びをなめらかにつなぎます。
申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

●虫歯予防・嚙む力向上教室、フッ化物洗口

- 内容** 町立保育所・小学校では、「いい歯の教室」等を開催し、虫歯予防や咀嚼力向上に取り組んでいます。また、保育所では希望者へフッ化物洗口を実施し、虫歯予防に努めています。

●認定こども園・幼稚園について

- 内容** ○認定こども園・幼稚園の利用
 申込方法：利用を希望する施設へお問い合わせください。
 施設により岩美町への手続きが必要な場合があります。この場合、保育料（利用料）は岩美町の基準額により決定されます。
申請・問合せ先 利用希望施設又は住民生活課 Tel0857-73-1415

5 小学・中学・高校生になったら

小学生になったら

●公立小学校への転入学

内容 いよいよピカピカの一年生です。入学の手続きや準備をして、学校生活の第一歩を後押ししてあげましょう。

○町立小学校（P34参照）への入学

小学校入学の前年10月頃に就学時健康診断を行います。また、入学の2ヵ月前（2月1日まで）に入学通知書をお送りします。

次の場合は教育委員会事務局へお早目にご連絡ください。

- ・通知書が届かない又は内容に誤りがある場合
- ・指定された学校への就学が困難な場合

○転入学の手続き

転入や転居をして転校する場合は、手続きが必要ですのでご相談ください。

申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301



●経済的支援

【要保護・準要保護児童・生徒援助費】

内容 経済的理由により就学が困難な家庭の小学生・中学生に対し、給食費、修学旅行費、学用品費等を補助します。申請等については、通学する学校へお問い合わせください。

【特別支援教育就学奨励費】

内容 特別支援学級に在籍する小学生・中学生に対し、給食費、修学旅行費、学用品費等を補助します。申請等については、通学する学校へお問い合わせください。

申請・問合せ先 各小中学校

- ・岩美北小学校 Tel0857-72-0266
- ・岩美西小学校 Tel0857-72-8200
- ・岩美南小学校 Tel0857-37-5222
- ・岩美中学校 Tel0857-72-0121

●放課後の居場所【放課後児童健全育成事業（児童クラブ）】

内容 放課後や長期休暇中に保護者が就労等により家庭で保育できない場合に小学生をお預かりします。各児童クラブの設置場所は、P34をご覧ください。

実施日時：平日 放課後～19時 土曜日・長期休暇中（年末年始等除く）7時～19時
※土曜日は子育て支援センターで実施します。

申請方法：子育て支援センターへ申込書（必要書類添付）をご提出下さい。

対象 保護者が仕事等により放課後や日中家庭にいない小学生

利用・手続 利用料：所得税課税世帯 2,000円/月 所得税非課税世帯 1,000円/月

※別途年間保険料が必要です。

申請・問合せ先 子育て支援センターTel0857-72-2922

●特色ある学校づくり

内容 町立小学校・中学校では、岩美町の恵まれた自然環境を活かし、学校独自の創意工夫による特色ある教育活動を実践しています。（シュノーケル・シーカヤック体験、農業体験など）

●30人学級編制の実施

内容 小・中学校では、学校生活への順応や不登校対策として少人数学級編制（30人学級）を実施しています。

●いきいきプラン事業

内容 小・中学校で支援を必要とする児童・生徒へ支援員を配置しています。

申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

中学生になったら

●中学校生徒通学費補助

内容 通学距離が2kmを超える生徒の通学用バス定期券を購入した費用の一部を補助します。自己負担額 3,000円/月（2人目以降 1,500円/月）を超える額を助成します。また、自転車で通学する生徒に対しては、購入したヘルメット費用の全額を補助します。

申請・問合せ先 岩美中学校 Tel0857-72-0121

●中学生自転車保険加入補助

内容 自転車による事故の備えと交通安全に対する意識の高揚を図るため中学生が加入する自転車保険に係る経費の一部を補助します。

生徒1人につき年額 1,000円（上限）保険：個人賠償責任補償 5,000万円以上

申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

高校生になったら

●高等学校生徒通学費補助

内容 自宅の最寄りのバス停留所から岩美駅までの通学用バス定期券を購入した費用の一部を補助します。自己負担額 3,000円/月（2人目以降 1,500円/月）を超える額を助成します。

申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

●高等学校等新入生通学費補助

内容 高等学校等への新入学時に通学費の一部（JR岩美駅～鳥取駅間の3ヵ月定期相当）を補助します。

- 対象**
- ①岩美町在住で町外の高等学校等に進学する生徒の保護者
 - ②岩美町外在住者で岩美高等学校に新入学する生徒の保護者

申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301



●奨学資金事業

内容 経済的理由により高等学校や大学等への就学費用が負担できない方へ奨学資金を無利子で貸付します。

- ・高等学校・高等専門学校（第3学年まで） 月額20,000円まで
- ・大学・専修学校・高等専門学校（第4学年以降） 国公立 月額40,000円まで
私立 月額50,000円まで

申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

●看護師奨学金

内容 看護師として岩美病院で働く意欲を持っている方を対象に学業及び生活等を支援する無利子の貸付制度です。所得制限は設けていません。他の奨学金制度（例：鳥取県看護職員修学資金貸付金など）と併用可能です。月額 50,000円（定額）

対象 看護学生として在学している方で、看護師免許取得後、岩美病院に職員として勤務する意志のある方

申請・問合せ先 岩美病院 Tel0857-73-1421

●薬剤師等奨学金支援助成金

内容 薬剤師として岩美病院で勤務する意思のある方を対象に奨学金の返還を支援する助成制度です。鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定者に、岩美病院と県の助成金を合わせて最大432万円を8年に分けて助成します。

対象 薬剤師として岩美病院で勤務する意思のある鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定者のうち薬学部5・6年生等。

申請・問合せ先 岩美病院 Tel0857-73-1421

学校生活や子育てについて相談したいときはP28へ

6 ひとり親家庭への支援

生活支援・助成・手当

● 児童扶養手当

- 内容** ひとり親家庭で18歳の最初の3月31日を迎える日まで（障がいのある場合は20歳未満）の児童を監護している親又は養育者に手当を支給します。（所得制限あり）
支給月額：全部支給 42,290円、一部支給 42,280円～9,980円
※児童2人目からは上記に加算がつかます。

申請・問合せ先 福祉事務所 Tel0857-73-1339

● 児童年金 いのみ

- 内容** ひとり親家庭で義務教育修了前までの児童を養育する方に児童一人あたり月額2,000円が支給されます。（ただし、所得税非課税の方に限られます）

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1339

● 災害遺児手当

- 内容** 災害、事故等により児童の養育者が死亡、重度障害となった義務教育修了前までの災害遺児に、一人あたり月額2,000円が支給されます。（ただし、所得税非課税の方に限られます）

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1339

● ひとり親家庭児童入学支度金 いのみ

- 内容** ひとり親家庭の児童が小・中学校に入学された際に入学支度金として一人あたり10,000円が支給されます。（ただし、所得税非課税の方に限られます）

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1339

● ひとり親家庭医療費助成

- 内容** ひとり親家庭の18歳未満のお子さまを養育している方の医療費を助成します。（所得税非課税世帯に限られます）
※ただし、以下の負担上限額までは病院でお支払い頂く必要があります。

【自己負担額】

通院・訪問看護：530円/日（1医療機関当たり月4日分まで 負担上限額 月2,120円）
入院：1,200円/日（ただし、低所得者世帯は負担上限 月15日分まで）

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

● 日常生活支援事業

- 内容** 一時的な病気や冠婚葬祭等で、日常の家事やお子さまの保育が困難となったときに、家庭生活支援員が家事や保育の支援を行います。所得に応じた自己負担があります。
申込：事前の登録と利用時の申請が必要です。

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1339

● 母子父子寡婦福祉資金貸付

- 内容** ひとり親家庭や寡婦の生活安定と子どもの教育・福祉増進のため、低利又は無利子で各種資金を借りることができます。希望される方はお早めにご相談ください。

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1339

● 母子父子家庭自立支援給付金

- 内容** 母子家庭の母又は父子家庭の父の修業を促進するため、技術や資格の取得にかかった費用等の一部を助成する制度です。利用する際は、母子父子自立相談員へ事前に相談が必要です。

○自立支援教育訓練給付金

医療事務等資格取得講座などに指定された教育訓練講座などを受講する場合に受講料の2割が助成されます。（所得制限あり）

○高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関で修業する場合であり、かつ就労（育児）と修業との両立が困難な場合に生活費の負担軽減を図るために給付金が支給されます。

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1339

● 就業支援講習会

- 内容** 就労に有効な知識や技能を習得するために講習会を開催します。

申請・問合せ先 鳥取県母子寡婦福祉連合会 Tel0857-59-6344

● 母子生活支援施設

- 内容** 配偶者のない女性、またはさまざまな事情のある女性が、18歳未満の子どもと一緒に入所して生活の安定と自立を図ることを目的とした施設です。指導員がさまざまな相談や支援を行っています。

申請・問合せ先 福祉事務所 Tel0857-73-1339

● 公営住宅優先入居

- 内容** 公営住宅ではひとり親世帯等を優先して入居者募集しています。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

● 税の軽減等

- 内容** ひとり親家庭の方は一般の基礎控除、扶養控除のほか寡婦（夫）控除の適用が受けられる場合があります。

申請・問合せ先 税務課 Tel0857-73-1413

● ひとり親家庭等情報提供事業

- 内容** ひとり親家庭の支援施策等をホームページや電子メールで配信しています。
○ひとり親家庭のお役立ちサイト⇒<http://www.tottori-wel.or.jp/hitorioya/>
○ひとり親家庭応援メールマガジン：配信を希望する場合は、次の宛先にメールを送信してください。

宛先⇒hitorioyashien@tottori-wel.or.jp

申請・問合せ先 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 Tel0857-59-6344

ひとり親家庭への支援について相談したいときはP29へ



7 障がいのある子どもへの支援



各種障害者手帳

●身体障害者手帳

内容 身体障がい児・者が各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級から6級までの区分があります。

利用・手続 ○必要なもの 申請書、診断書・意見書（指定医師が作成したもの）、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）、印鑑

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●療育手帳

内容 知的障がい児・者が各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によりA最重度、A重度、B中度、B軽度の区分があります。事前に県児童相談所で面接・判定が必要です。

利用・手続 ○必要なもの 申請書、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）、印鑑

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●精神障害者保健福祉手帳

内容 精神疾患（てんかん、発達障がいを含む）のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方が各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級から3級までの区分があります。

利用・手続 ○必要なもの 申請書、診断書、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）、印鑑

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

手当・助成

●障害児福祉手当

内容 精神又は身体に重い障がいがある20歳未満の児童に支給されます。（所得制限があります）
支給月額：児童一人あたり14,580円

対象 日常生活に常時介護を必要とする身体障害者手帳1級から2級程度・療育手帳A程度の児童（施設入所児童や障害年金受給児童は対象外）

利用・手続 ○必要なもの 申請書、診断書（専門医によるもの）、印鑑、所得状況届（所得証明書）

申請・問合せ先 福祉事務所 Tel0857-73-1339

●特別児童扶養手当

内容 精神又は身体に重い障がいがある20歳未満の児童の養育者に支給されます。（所得制限があります）障がいの程度により1級～2級までの区分があります。

支給月額（児童一人あたり）…重度障がい児（1級）51,450円
中度障がい児（2級）34,270円

対象 施設などに入所していない児童で、身体障害者手帳1級～3級程度、療育手帳A、B程度の手帳が交付されている又は精神障がいのある児童

利用・手続 ○必要なもの 申請書、診断書、印鑑、請求者と対象児の戸籍、世帯全員の住民票

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●重度心身障がい者医療費助成

内容 保険診療で自己負担分に相当する額の一部を助成します。（所得制限があります）
※医療費の1割負担（世帯などの所得に応じて月額上限額あり）

対象 ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
・療育手帳Aをお持ちの方
・療育手帳Bのうち中度の方で、身体障害者手帳3・4級をお持ちの方

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●精神障がい者医療費助成

内容 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちで一定所得額以下の方に対して医療費の自己負担分を助成します。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●育成医療の給付

内容 保険診療で自己負担分に相当する額の一部を助成します。（所得・年齢制限があります）
※医療費の1割が自己負担（月額上限額あり）

対象 18歳未満で身体に障がいがある児童又はそのまま放置すると、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童。

利用・手続 ○必要なもの 申請書、意見書、保険証、同意書、印鑑

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

日常生活用具・補装具

●補装具の給付

内容 身体障害者手帳をお持ちの方で障がいを補うための義肢、車いす、補聴器等の購入・修理にかかる費用が助成されます。原則、費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じた月額負担上限額があります。

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●日常生活用具の給付

内容 在宅の障がい児・者の日常生活の便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて用具を給付または貸与します。世帯の課税状況に応じて一部自己負担が必要です。

利用・手続 ○必要なもの 障害者手帳、印鑑、用具の見積書やカタログ

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

預ける・通う

●障がい児保育

内容 集団保育が可能な程度の障がいのあるお子さまを各町立保育所で受け入れています。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415



●障害者総合支援事業

- 内容** 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、居宅介護、短期入所にかかる費用の一部助成などを行います。
サービスを利用するためには、支給決定及び受給者証の交付を受ける必要があります。
- 対象** 利用にあたっては、障がいの程度、勘案すべき事項について調査を行います。
- 利用・手続** 家計の負担能力等に応じた額（その額が費用の1割を超えるときは、費用の1割の額）です。なお、利用者上限管理額が設定され、負担の軽減が図られています。
- 申請・問合せ先** 福祉課 TEL0857-73-1333

●障害児通所給付事業

- 内容** 児童福祉法に基づく障がい児を対象とした、児童通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）、児童相談支援の提供を行います。
サービスを利用するためには、支給決定及び受給者証の交付を受ける必要があります。
- 対象** 利用にあたっては、障がいの程度、勘案すべき事項について調査を行います。
- 利用・手続** 家計の負担能力等に応じた額（その額が費用の1割を超えるときは、費用の1割の額）です。なお、利用者上限管理額が設定され、負担の軽減が図られています。
- 申請・問合せ先** 福祉課 TEL0857-73-1333

●障がい児施設

- 内容** 障がいのある原則18歳未満の子どもが入所（通所）して治療・生活訓練などを受けることができる施設です。
- 申請・問合せ先** 福祉相談センター TEL0857-23-6080 又は福祉課 TEL0857-73-1333

教育

●特別支援学級

- 内容** 障がいの種別ごとの少人数学級で、障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を行います。
- 問合せ先** 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

●特別支援学校

- 内容** 身体障がい、知的障がい等のある方に専門的な教育を行います。
- 問合せ先** 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

税金に関すること

●税の控除・自動車税等の減免

- 内容** 心身に障がいのある方は、障がいの状況によって所得税や町県民税の控除が受けられます。また、申告によって自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免が受けられる場合があります。
- 申請・問合せ先**
 - ・所得税について
鳥取税務署 TEL0857-22-2141
 - ・自動車税・自動車取得税について
東部県税事務所 TEL0857-20-3512
 - ・町県民税・軽自動車税について
税務課 TEL0857-73-1413

障がいのある子どもへの支援についての相談はP29へ



こじろー

8 相談したいときは



いわみん

妊娠や出産に関する相談

●不妊について

- 相談先** 鳥取県東部不妊専門相談センター（県立中央病院内） TEL0857-26-2271
電子メール：funinsoudan@pref.tottori.jp

●妊娠や出産の不安等について

- 相談先** 住民生活課子育て支援係 TEL0857-73-1415
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00
女性の健康支援センター TEL0857-22-5695（東部総合事務所福祉保健局）

●産前産後休業などについて

- 相談先** 鳥取労働基準監督署 TEL0857-24-3211

●育児休業などについて

- 相談先** 鳥取労働局雇用均等室 TEL0857-29-1709

子育てに関する相談

●妊婦・乳幼児に関すること、子育て全般について

- 相談先** 住民生活課子育て支援係 TEL0857-73-1415
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●子どもの遊ばせ方、子育て全般について

- 相談先** 子育て支援センター TEL0857-72-2922 月～金 8:30～17:15
本庄中央児童館 TEL0857-72-2995 月～土 9:15～17:15
大岩こども館 TEL0857-72-0096 月～土 9:15～17:15
各町立保育所 浦富保育所 TEL0857-72-2813 月～金 8:30～17:15、土 8:30～11:30
大岩保育所 TEL0857-72-2589 月～金 8:30～17:15、土 8:30～11:30
みなみ保育所 TEL0857-73-0890 月～金 8:30～17:15、土 8:30～11:30

●健康・発育・発達について

- 相談先** 住民生活課子育て支援係 TEL0857-73-1415

●予防接種や歯の健康について

- 相談先** 健康長寿課 TEL0857-73-1322 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●離乳食や幼児食について

- 相談先** 健康長寿課 TEL0857-73-1322 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

小児救急に関する相談

●医療機関の受診判断などについて

- 相談先** とっとり子ども救急ダイヤル #8000（ダイヤル回線、IP電話の場合03-5276-9137）
月～金 19:00～翌日8:00、土・日・祝・年末年始 8:00～翌日8:00

子どもに関する相談

●身近なあらゆる相談について

- 相談先** 福祉相談センター Tel0857-23-6080 月～金 8:30～17:15
子ども家庭支援センター「希望館」 Tel0857-27-4153 24時間
(0:00～9:00、土・日・祝日は緊急時のみ対応)
来所の場合9:00～18:00

●悩み・心配ごとについて

- 相談先** 子ども電話相談東部 Tel0857-29-5460 月～金 8:30～17:15(時間外は留守番電話)
チャイルドライン Tel0120-99-7777 16:00～21:00

●子どもの人権について

- 相談先** 子どもの人権110番 Tel0120-007-110 (フリーダイヤル)
月～金 8:30～17:15
(時間外は留守番電話)



●こころの悩みについて

- 相談先** 精神保健福祉センター Tel0857-21-3031

家庭での子どもの養育・暴力・虐待に関する相談

●子育ての不安や悩み、子どもの非行や虐待について

※虐待の疑いや虐待に気づいた場合にもご相談ください。(匿名での相談も可能です)

- 相談先** 住民生活課子育て支援係 Tel0857-73-1415
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00 緊急時は24時間
福祉相談センター Tel0857-23-6080 月～金 8:30～17:15 緊急時は24時間

●虐待かもと思ったら…

- 相談先** 児童相談所全国共通ダイヤル189 (いちはやく) 番へ 24時間

学校生活や子育てに関する相談

●学業や交友関係、いじめ、不登校や発達、子育て

- 相談先** 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301 月～金 8:30～17:15(年末年始・祝日を除く)
いじめ・不登校総合対策センター(教育相談担当)
Tel0857-31-3956 月～金 8:30～17:15(年末年始・祝日を除く)
いじめ110番 Tel0857-28-8718 24時間
24時間子供SOSダイヤル Tel0120-0-78310 (全国统一ダイヤル) 24時間

●少年及びその保護者の悩み事相談

- 相談先** ヤングテレフォン Tel0857-29-0808 ヤング・メール youngmail@pref.tottori.jp
電話受付時間 月～金 8:30～17:15(時間外は留守番電話)
東部少年サポートセンター Tel0857-22-1574

家族や夫婦に関する相談

●家庭や夫婦、人間関係や健康の悩み相談

- 相談先** 鳥取県男女共同参画センターよりん彩 東部相談室 Tel0857-26-7887
月～金 9:00～17:00

DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談

DVとは、配偶者やパートナーなどの親しい間柄で起こる暴力のことです。

- 相談先** 福祉相談センター(婦人相談所)
Tel0857-27-8630 月～金 8:30～17:15(緊急時は24時間)
夜間電話相談窓口 Tel0858-26-9807
平日 0:00～8:30 17:15～24:00、土・日・祝 0:00～24:00
警察総合相談電話 Tel0857-27-9110(#9110) 24時間
女性の人権ホットライン Tel0857-27-3753 月～金 8:30～17:15
DV相談ナビ(窓口案内) Tel0570-0-55210

福祉全般に関すること

- 相談先** 福祉課 Tel0857-73-1333 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00
東部福祉保健事務所 Tel0857-22-5163 月～金 8:30～17:15

発達や障がいに関する相談

●発達や障がい全般、サービスについて

- 相談先** 福祉課 Tel0857-73-1333 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●障がい児に関する相談

- 相談先** 鳥取療育園 Tel0857-29-8889
『エール』発達障がい者支援センター Tel0858-22-7208

●幼児対象の専門指導員による教育相談(発達・ことば)

- 相談先** いじめ・不登校総合対策センター Tel0857-28-2322

●ペアレントメンター相談事業

- 相談先** ペアレントメンター鳥取 Tel0857-30-0670 平日 10:00～14:00



ひとり親家庭に関する相談

●制度、生活支援、悩みごとなどについて

- 相談先** 岩美町福祉事務所(母子父子自立支援員) Tel0857-73-1339
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00
住民生活課子育て支援係 Tel0857-73-1415
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●制度、交流事業の情報提供について

- 相談先** 鳥取県母子寡婦福祉連合会 Tel0857-59-6344

●養育費や面会交流について

- 相談先** 養育費相談支援センター Tel03-3980-4108又は0120-965-419
mail: info@youikuhi.or.jp 平日(水曜除く) 10:00～20:00、
水 12:00～22:00、土・祝 10:00～18:00

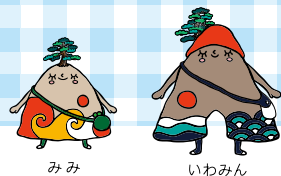
就労に関する相談

●子育て中の就労について

- 相談先** ハローワーク鳥取(マザーズコーナー) Tel0857-23-2021 平日 8:30～17:15
(保育士待機 毎月15日間 9:00～16:00)

9 もしものときは

子どもの急な病気やけがなどのときは、慌てずに病状を確認し、受診するべきかを判断しましょう。対処方法を普段から知っておくと安心です。



とっとり子ども救急ダイヤル

休日や夜間に子どもの急な病気やけが等で、緊急に受診するべきか、翌日まで様子を見て受診するべきかなど心配な時に相談できるサービスです。

利用時間 平日 19時～翌日午前8時 土曜、日曜、祝日及び年末年始 午前8時～翌日午前8時
電話番号：#8000（ダイヤル回線、IP電話の場合は、03-5276-9137）相談料は無料ですが、通話料は利用者の負担になります。

問合せ先 県医療政策課 Tel0857-26-7173

小児救急ハンドブック

子どもが病気をしたとき、家で様子を見てもよいか、医療機関を受診したほうがよいかなどの判断の目安となるハンドブックがあります。インターネットから閲覧、ダウンロードできます。あらかじめプリントしておくとう便利です。

「とっとり小児救急ハンドブック」で検索または下記URLへアクセスしてください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/101810.htm>

問合せ先 県医療政策課 Tel0857-26-7173

休日・夜間の診療

休日・夜間の小児科当番病院は、毎日の各地方新聞および

とっとり医療情報ネットに掲載しています。

URL ⇒ <http://medinfo.pref.tottori.lg.jp/>

異物を飲み込んだ

まず、飲み込んだものを調べます。飲んだものによってすぐに吐かせた方がいい場合と吐かせてはいけない場合があります。救急受診する場合は、灯油を除いて、飲み込んだものが分かるように、ビンや容器や説明書を必ず持参してください。心配な時はかかりつけ医に相談するか、救急医療機関へ。

中毒 110 番

たばこや化学物質、医薬品、動植物の毒などによっておこる急性中毒について、情報提供を行っています。

(公財) 日本中毒情報センター

○大阪中毒110番（24時間受付）Tel072-727-2499

○つくば中毒110番（9時～21時）Tel029-852-9999

○タバコ専用電話（テープによる情報提供24時間）Tel072-726-9922



けが・事故の対処方法

生後6カ月を過ぎるころから、お母さんからもらった免疫が自然に減っていくため、熱を出したり体調が悪くなったりすることが多くなります。病気になることで免疫ができ、だんだんと丈夫な体に育っていきます。急な体調の変化に慌てず冷静にお子さまの状態を確認して、すぐに病院を受診すべきか判断しましょう。普段からお子さまの様子をよくみておき、緊急時には的確な判断ができるようにしましょう。

● 発熱した

こんな時はすぐに受診

- ・3日以上発熱
- ・顔色、つめ、唇が青い（チアノーゼ）
- ・40℃以上の発熱で熱性けいれんを起こしている
- ・意識がもうろうとしている など

ホームケア

安静にして、汗をかいたらこまめに衣服を換えましょう。嫌がらなければ、アイス枕や市販の解熱シートで頭を冷やしてもいいです。熱が高いときは、脱水症状を防ぐためイオン飲料や湯冷ましなどの水分補給をしましょう。

● 吐いた

こんな時はすぐに受診

- ・ひどく機嫌が悪い
- ・おしっこの量が少ない
- ・ぐったりしている
- ・激しいおう吐を繰り返す
- ・発熱、下痢を伴う

ホームケア

吐いたものがのどに詰まらないように、顔を横に向けます。食事は無理に取らせる必要はありません。水分は少しずつ様子を見ながらあたえましょう。

● 下痢をした

こんな時はすぐに受診

- ・3日以上続く
- ・1日何回も繰り返す

- ・血便が出る
- ・おしっこの量が減ってきた
- ・ぐったりしてきた

ホームケア

おもむは汚れたらすぐに取り換え、お尻を清潔にしましょう。湯冷ましやイオン飲料を与え脱水症状を防ぎましょう。

● 頭を打った

こんな時はすぐに受診

- ・意識がない又は青ざめている
- ・耳や鼻から出血、おう吐やけいれんがある など

ホームケア

すぐに大声で泣き出したり、こぶができたがほかに異常が見られない場合、意識がはっきりしている場合は安静にして様子を見てください。あとから症状が出ることもあるので、しばらくは注意して見守りましょう。

● やけどをした

こんな時はすぐに受診

- ・広範囲（手のひら以上の範囲）のやけど
- ・目や顔のやけど
- ・500円玉より大きな水ぶくれができたり、皮膚がただれたり、黒くなっている場合

ホームケア

流水で十分に冷やします。患部はガーゼで覆い清潔に保ちましょう。

町内医療機関 * かかりつけ医を持ちましょう！

- 岩美病院（小児科・歯科・内科・整形外科・眼科）
Tel0857-73-1421
- 藤田医院（内科）
Tel0857-72-0123
- おくだクリニック（小児科・内科）
Tel0857-72-1000
- 永美歯科医院
Tel0857-73-1402
- 清水歯科医院
Tel0857-72-0055
- いわみ歯科クリニック
Tel0857-72-2301



10 おでかけ・仲間づくり情報

子どもと楽しくおでかけできる場所や、仲間づくりの情報をご紹介します。

岩美町には、海や山の自然がいっぱい!!
親子で大自然の中で
おもいっきり遊んでみよう!



1 子育て支援センター (H30.4移転予定) TEL0857-72-2922

「子育てひろば」では、乳幼児やその保護者の遊び場や交流の場の提供、子育てに役立つ講座の開催、子育て相談等を行っています。
●日時：毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後4時(祝日・年末年始は休み)
※講座等の開催日時は、町広報や防災無線、機関誌等でお知らせします。

2 すこやかセンター (健康長寿課) TEL0857-73-1322

離乳食講習会・子どもクッキング教室を開催しています。
開催日時等の詳細は、町ホームページ「赤ちゃんカレンダー」、町広報、又は防災無線でご確認ください。

3 中央公民館 (建替工事中) TEL0857-72-0510

子育て世帯向け、子ども向けのイベントや学習会を開催しています。詳細は、広報いわみ「公民館だより」、町ホームページをご覧ください。

4 町立図書館 (就業改善センター内) TEL0857-72-0510

0歳から図書貸し出しカードが作れます。1人あたり10冊まで貸し出し可能。絵本もたくさん揃えてあります。
●開館日時：月～金曜日 午前8時～午後7時
土・日曜日 午前9時～午後5時
●休館日：祝日、毎月最終火曜日

5 本庄中央児童館 TEL0857-72-2995

乳幼児とその保護者の遊びや交流の場の提供、子育て相談等を行っています。
○こあらサークル
●場所：本庄中央児童館(岩美町文化センター内)
●時間：午前10時～11時30分
随時、おやつ作りやイベントもしています。
※開催日等の詳細は機関誌やちらしでお知らせします。

6 大岩こども館 TEL0857-72-0096

乳幼児とその保護者の遊びや交流の場の提供、子育て相談等を行っています。
○ほっとスペース
●場所：大岩こども館(大岩交流センター内)
●日時：毎週水曜日 午前10時～12時
定期的に計測と栄養士によるおやつ作り(年3回)もしています。
※詳細は機関誌等でお知らせします。

7 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 TEL0857-73-1445

『山陰海岸ジオパーク』の魅力をさまざまな資料や映像で紹介しています。また、野外観察会や自然講座なども行っています。詳細はホームページをご覧ください。
●開館時間：午前9時～午後6時
●休館日：月曜日(月曜が祝日の場合は翌平日)

8 こすもすロード

9 牧谷かきつばた群落 (又助池) またすけいけ

10 唐川かきつばた群落

11 いこいの里

12 岩井温泉

13 たきさん温泉

14 遊覧船

15 遊びの広場

●各地区公園

11 子育て関係機関一覧

ハンドブック内の主な公共機関・施設の一覧です。
岩美町・鳥取市外局番（0857）



種別	施設名	連絡先	所在地
行政機関	住民生活課	73-1415	岩美町浦富675-1（岩美町役場内）
	子育て支援センター	72-2922	岩美町浦富645
	福祉課	73-1333	岩美町浦富1029-2（岩美すこやかセンター内）
	福祉事務所	73-1339	〃
	健康長寿課	73-1322	〃
	総務課	73-1411	岩美町浦富675-1（岩美町役場内）
	教育委員会	73-1301	〃
	中央公民館	72-0510	岩美町浦富1038-6
	町立図書館	〃	〃
	税務課	73-1413	岩美町浦富675-1（岩美町役場内）
児童館	本庄中央児童館	72-2995	岩美町新井13-1（文化センター内）
	大岩こども館	72-0096	岩美町大谷2410（大岩交流センター内）
保育所	浦富保育所	72-2813	岩美町浦富2171
	大岩保育所	72-2589	岩美町大谷2410
	みなみ保育所	73-0890	岩美町新井55
小・中学校	岩美北小学校	72-0266	岩美町浦富2128
	岩美西小学校	72-8200	岩美町大谷2343
	岩美南小学校	37-5222	岩美町新井419-2
	岩美中学校	72-0121	岩美町浦富707
放課後児童クラブ	なぎさクラブ	080-1910-4939（携帯）	岩美北小学校内
	かにっこクラブ	72-0096	大岩交流センター内
	のびっこクラブ	080-2889-3967（携帯）	岩美南小学校内
病院	岩美病院	73-1421	岩美町浦富1029-2
鳥取県の機関	福祉相談センター	23-6080	鳥取市江津318-1
	福祉相談センター（婦人相談所）	27-8630	鳥取市江津318-1
	東部福祉保健事務所	22-5163	鳥取市江津730
	いじめ・不登校総合対策センター	28-2322	鳥取市湖山町北5丁目201
	精神保健福祉センター	21-3031	鳥取市江津318-1
	鳥取療育園	29-8889	鳥取市江津260
	エール発達障がい者支援センター	0858-22-7208	倉吉市みどり町3564-1
	男女共同参画センター よりん彩（東部相談室）	26-7887	鳥取市東町1丁目271（県庁第2庁舎1階）
	東部県税事務所	20-3512	鳥取市立川町6丁目176
	その他の機関	全国健康保険協会鳥取支部	25-0052
鳥取県母子寡婦福祉連合会		59-6344	鳥取市伏野1729-5 （鳥取県立福祉人材研修センター内）
ハローワーク鳥取		23-2021	鳥取市富安2丁目89

“楽しく子育て 親育ち
地域で応援 岩美町”

～豊かな子育て 未来を築く～

子育て四訓
乳児はしっかりと肌を離すな
幼児は肌を離せ
少年は手を離すな
青年は目を離すな
心を離すな





発行：岩美町住民生活課

〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町浦富 675 番地 1

TEL 0857-73-1415 FAX 0857-73-1569

(平成29年8月版)